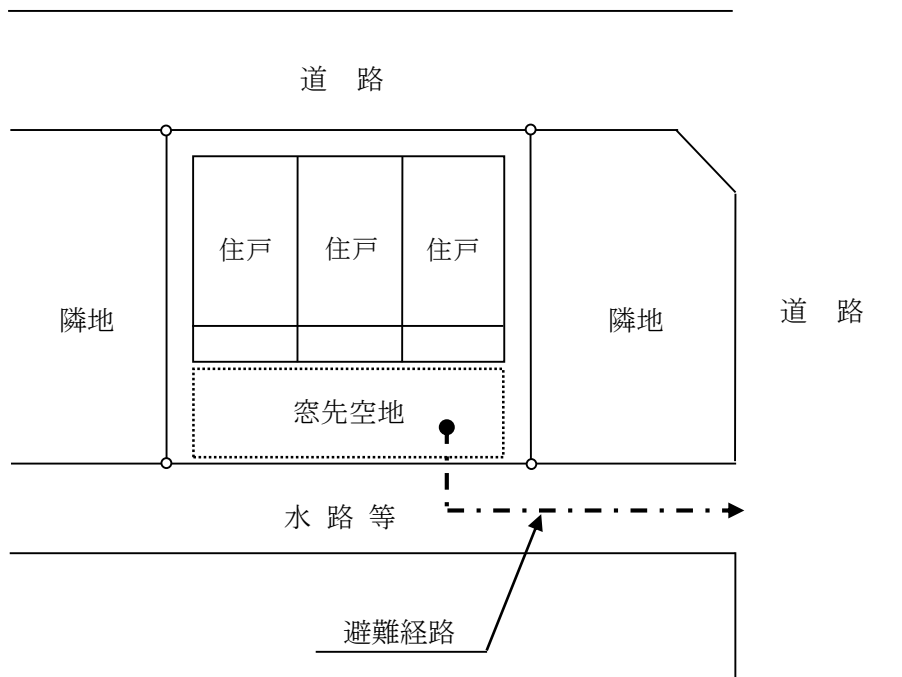


安全条例	共同住宅等の居室
	安第 19 条第 2 項

窓先空地から避難できる水路等

水路等が、以下の条件をすべて満たす場合は、安第 19 条第 2 項の窓先空地からの避難経路として扱える。

- ① 窓先空地が敷地内に確保されていること
- ② 水路等の部分が道路状に整備され、避難上支障がないこと
- ③ 水路等の部分が足立区の管理通路であり、売却予定がないこと（担保性の確認）
- ④ （住戸の面積に関係なく）水路等の幅員が有効で 2m 以上確保されていること



技術的助言等	
参考資料等	